

条件付一般競争入札に関する質問に対する回答書

平成28年5月24日付けで条件付一般競争に付した「Microsoft OVS-ES 購入」に関する質問について、下記のとおり回答します。

平成28年5月26日

公立大学法人会津大学理事長 岡 隆一

質 問 事 項
(仕様書) ■納期の確認について > 3 リセラーとしての対応 > また、本学との契約締結後、平成28年5月31日までに、 > 平成28年6月1日からライセンス利用が可能となるよう とありますが、5月31日の入札結果後に契約処理を済ませ、弊社の仕入先にて手配した場合、Microsoftへ遅延申請書を提出することでライセンス契約書類上は「6月1日」にできるようですが、実際にライセンスを利用開始できる日は、手続きが完了する日となってしまいます。(※書類上は6月1日からの契約だが、実質ライセンスの使用できない期間が発生してしまう。) 上記の場合、今回の仕様を満たしていないという認識でよろしいでしょうか。
回 答 事 項
リセラーと日本マイクロソフト(株)間の契約手続きの完了が6月以降にずれ込んだ場合でも、現行のライセンスが有効である期間中に次期の更新契約に着手すれば、現行ライセンスの有効期間満了日の翌日から有効なライセンス契約となることを、日本マイクロソフト(株)へ確認済みです。 日本マイクロソフト(株)と本学との昨年の購入申し込み番号は「V3589933」であり、日本マイクロソフト(株)への申込みの際に従前の加入契約番号として上記番号を使用することで、更新契約であると日本マイクロソフト(株)側でわかります。 したがって、上記事務手続きで契約申し込みいただけない場合は、今回の仕様を満たしていないと判断されます。